

# 第1回東大阪市地域公共交通活性化協議会

## 【議案第1号】

東大阪市地域公共交通活性化協議会運営規約について

(案)

東大阪市地域公共交通活性化協議会運営規約

(目的)

第1条 この規約は、東大阪市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、東大阪市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会議)

第2条 協議会は、会長を会議の議長とする。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができない場合は、あらかじめ通知された事項について、その賛否その他の意見を記載した書面（電磁的記録を含む。以下同じ）を会長に提出することができる。
- 4 協議会の議決は、出席委員及び前項の規定による書面を提出した委員の過半数（議長及び棄権票を除く。）でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(議事概要の公開)

第3条 協議会の議事の概要は、東大阪市のウェブサイトに掲載して、公開するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、協議会の議決をもって、協議会の議事の概要の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の特例)

第4条 会長は、やむを得ない事由により協議会を開くことができないとき、この協議会において議決した事項の履行等に関する軽微な変更に係る事項について協議会の議決を行うとき等については、議案の概要を記載した書面を委員へ送付し、賛否その他の意見を徴することにより協議会の会議に代えることができる。

- 2 第2条第2項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ、開催する」とあるのは「書面又は第4条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第4項中「出席委員」とあるのは「意見を提出した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(その他)

第条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年 月 日から施行する。
- 2 要綱第4条第1項の規定による会長が置かれるまでの間の協議会の会議の運営は、東大阪市職員である委員が行う。